第２回　西原村公立保育所のあり方検討委員会
次第

日時　令和８年１０月１日（木）14:00～
会場　西原村役場

１．開会

２．委嘱状交付（にしはら保育園保護者代表、副村長、住民福祉課長）

３．議事
（１）第１回の概要説明
（２）宇城市視察結果
（３）にしはら保育園の今後の修繕費予想
（４）にしはら保育園調理業務の民間委託について
（５）中間答申案について

４．閉会（次回の開催予定日等案内）

第１回　西原村公立保育所のあり方検討委員会概要

日時　令和８年２月１９日（木）14:00～

現状と課題

〇定員管理計画により正規職員の保育士を増やすことが難しく、非正規職員の割合が７０％を超えており、正規職員の退職が進んだ場合、非正規職員や派遣保育士に運営を依存する状況に陥ります。

正規職員の不足により、早朝（7:00 以降）や夕方（19:00 まで）の開所時間帯に対応できるシフト人員が確保できず、待機児童発生の要因となっています。

（保育士の正規、非正規割合）

施設名	保育士				割合	
	正規	会計年度	派遣	計	正規	非正規
にしはら保育園	7	20	3	30	23%	77%

〇施設の老朽化、保育所運営費が村の財政の負担となっています
（私立に比べ村の財政負担が大きい）

（令和６年度の保育運営費）

	①運営費	②延べ利用児童数	③国支給対象額	④国 ③の1/2	⑤県 ③の1/4	⑥村 ①-④-⑤	村負担	児童1人あたり費用
村立保育所	99,017,590	1,894	-	-	-	-	99,017,590	52,280
私立保育施設	134,734,000	926	131,745,000	65,872,500	32,936,250	35,925,250	35,925,250	38,796

（施設整備経費の負担割合）
公立→村が全額負担
私立→国（1/2)、村（1/4)、事業所（1/4）の３者で分配

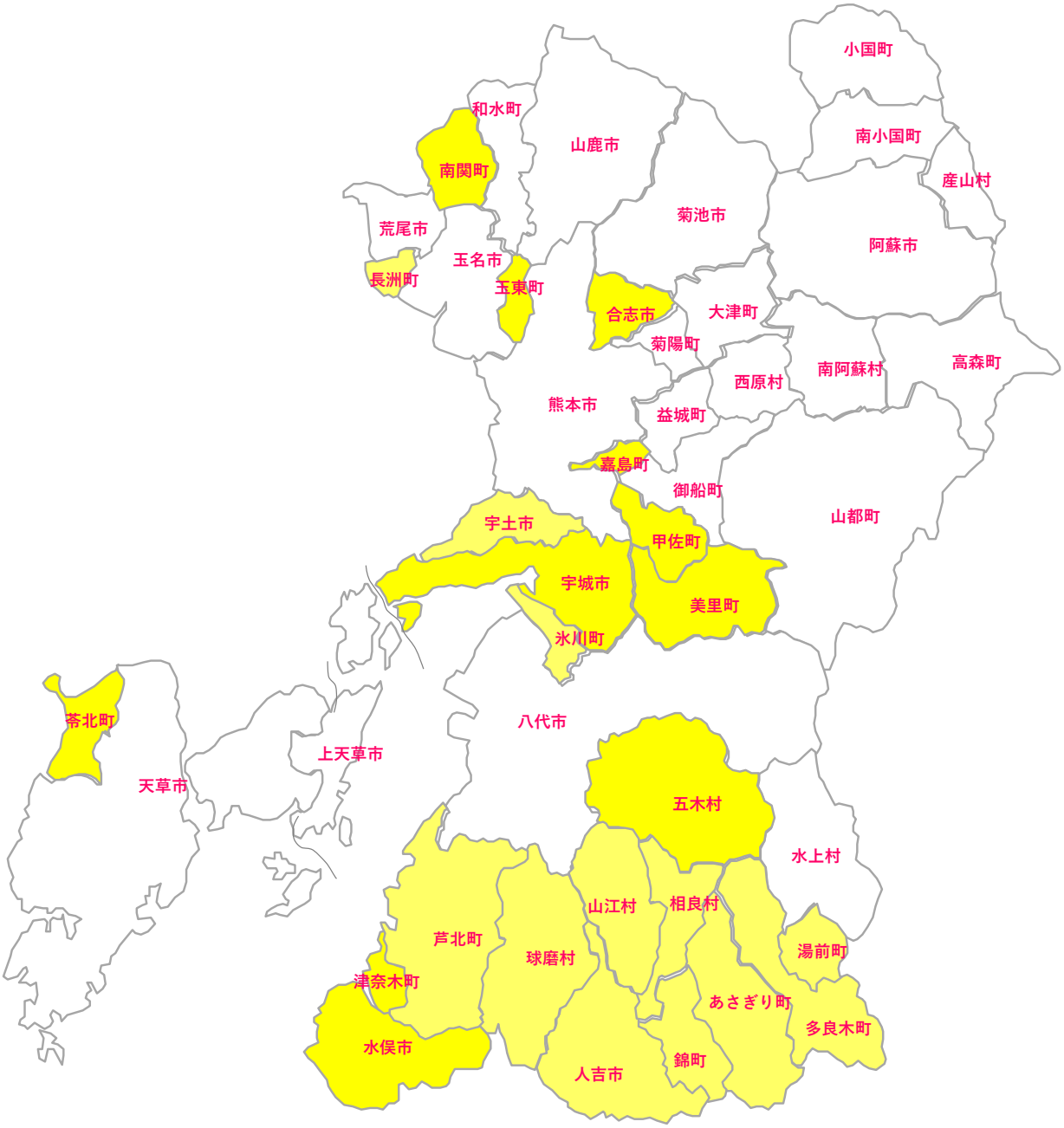
意見

・障害がある子供の受け皿として公立は必要ではないか
・民間にした場合、人口減少などで経営が立ちいかなくなった時どうするか
・行政リクエストにこたえられる保育園（公立保育園）が必要ではないか
・自由保育など、公立保育園へのニーズも一定数ある
・公立保育園の保育士が民営化した場合に事務職として本庁勤務になることへの負担感があるのではないか
・保育士不足は全国的な問題であり、人材確保が極めて困難な状況

宇城市視察結果

１　県内で公立保育園がない市町村

令和８年４月１日時点２３市町村（黄色部分）



２　公立保育園を持たない自治体のうち、令和５年４月に最後の公立保育園の移管を完了し、全園民営化をおこなった宇城市へ視察を行いましたので共有させていただきます。

	宇城市へのお尋ね内容	回答
1	民営化した理由	合併特例債の終了や、保育園運営費の一般財源化で歳入が減少したこと、そして施設老朽化が主な理由
2	障がい児の受け入れは	プロポーザル条件において、障がい児保育を行うことを明記した
3	保護者の負担金が多くなるのでは	保育料は公立、私立でも同じ基準。 新たな負担などを保護者に求めないよう公募条件とした
4	保育士が急にかわると子供が不安定になるのでは	移管前のおおむね９カ月を引継ぎ期間とし、移管先法人から勤務予定の保育士を派遣してもらう対応をとった
5	働いていた保育士はどうなるのか	事務職などへ異動。 3か月間の研修期間を設けた。 会計年度任用職員は移管先の法人に正規雇用での採用をお願いした。
6	土地や建物はどうなるのか	（建物） 老朽化が進んでおり、評価額なしとして無償譲渡 （土地） 土地は有償貸付 契約期間は10年契約。更新後の価格は検討中
7	民間移管後の対応	民営化後、５年以内の福祉サービス第三者評価を受審することもプロポーザルの条件に含めた。 市の職員が園の運営状況を把握し、移管条件が守られているか確認し、必要な場合は指導を行った。また、年１回県の指導監査があり、施設、職員配置、会計経理等、運営全般について監査し、必要な助言指導を県と連携して行っている。
8	保育士不足はどうなるのか	いくつか保育園を運営している法人のため、人事異動などで対応ができている

公立保育園民営化に関するQ&A

令和３年６月

熊本県宇城市

公立保育所の民営化に関するＱ&Ａ

１．民営化について

Ｑ１．なぜ公立保育所を民営化するのですか？

Ａ１

公立保育所は、「運営・建設に対する補助金の廃止（運営費が平成１６年、建設費が平成１８年。ただし、私立は継続。）」等により、国の財政支援が受けられなくなりました。これは、保育環境の充実を、民間の力を活用して行うという国の方針によるものです。

そのため、延長保育の充実などの新たなサービスの導入はもとより、現行施設の維持・運営についても、公立による保育サービスの提供は、民営による同様のサービス提供に比べて高い市の負担を要することとなります。

合併特例債の期限が終了し、今後の宇城市財政の変化を踏まえると、今ここで何もしなければ、行き着くところは保育環境・サービスの低下につながると認識しています。

そのような事態を避け、より良い保育環境の提供を目指す努力の一つが公立保育所の民営化です。

この民営化の第一の目的は、今後継続して保護者の皆さんが働きやすい環境を維持し、より向上させるためのものです。単に運営経費が安いから民営化しようという考えではありません。

また、現在宇城市の保育園児の９割以上は、民間の保育所に入園されていますが、全て良好な保育を受けられています。これまで民営化された保育所においても、問題が生じたという話は伝わっておらず、民営化後も利用者は概ね満足しておられると聞いております。

こうしたことからも、目の前に迫るこれからの問題に対処し、現在の保育水準を維持・向上させるには、民営化はとても有効な方法であると考えます。

Ｑ2．市は公立保育所を運営し続ける法的責務があるのでは？

Ａ２

児童福祉法第２４条に基づき、保育への公の責任は市にあります。しかし、これは「運営形態として公立保育所でなければならない」という意味ではありません。公立・私立の形態に関わらず、市内の保育環境を整備することが、市としての公の責任です。

Q３．私立と公立とでは何が違うのでしょうか？

Ａ３

保育料は、公立・私立とも同じ基準で市が決定しており、同額です。保育所の職員配置や施設及び設備は、国が定める基準を守って行われています。また、保育内容も国が定める「保育所保育指針」に沿って保育が行われますので、公立と私立の差はありません。

また、国が定める保育所運営費の基準には、私立保育所について保育士等の勤続年数に応じた加算が認められるなど、財政的配慮もなされていますので、現在、民間保育所が経費の捻出のため苦労するという状況は見受けられません。

なお、民間移管にあたっては、運営主体は変わりますが、遊びの内容や行事等の保育内容について、在園中の子ども達に配慮し、園の保育内容を基本的に引継ぎます。また、平日１８時以降の延長保育サービスの実施等を移管時の条件と考えています。

Q４．民営化はメリットだけでデメリットはないのでしょうか？

Ａ４

本市で認可保育所に通っている児童のうち、実に９割以上は私立保育所に通っています。私立保育所では、職員配置などは公立保育所と同様に行っており、民営化による長期的なデメリットはないと考えています。

ただし、民営化直後については、保育職員が市の職員から法人の職員に代わりますので、子ども及び保護者の方が戸惑いを感じないように配慮することが必要です。

そのため、移管先と一定期間の引継ぎ期間を設け、移管先法人が民営化前の保育内容を踏まえた保育を行えるよう取り組む中で、保護者の方の意見もお聴きしながら、円滑に移行できるよう努めていきます。

Q５．民営化すると保育料や入園手続き、入所基準も変わるのでしょうか？

Ａ５

公立であっても私立であっても、入所の決定は市が行い、保育料も市に納めていただきますので、これまでと変わることはありません。入所基準も公立・私立による差はありません。

Q6．民営化して保護者の負担は増えませんか？

A6

本市が保育所への入所を決定する認可保育所の保育料は、公立でも私立でも同じ基準で決定しますので、私立保育所だから保育料が高くなるということではありません。

移管に当っては、寄附の強要はもちろんのこと、一般的な負担を除き、新たな負担等を保護者に求めないよう公募条件として提示します。

なお、延長保育などの特別保育サービスを利用される場合には現在と同様に利用者負担は必要になります。

Q7．保育時間はどうなりますか？

A7

保育時間等の保育内容については、在園中の子ども達に配慮し、園の保育内容を基本的に引継ぎます。なお、平日１８時以降の延長保育サービスの充実等を移管時の条件とするよう考えています。

Q8．給食はどうなるのでしょうか？

A8

保育所の給食については、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食・アレルギー等への配慮など、安全・衛生面、栄養面での質の確保が図られるべきものです。

特に食育の推進が求められている状況の中で、献立内容・調理の工夫や児童に対する働きかけなど、給食の果たす役割は大きくなっています。

給食に関する国通知では、調理業務について保育所が責任をもつことが求められています。そのため、保育所職員による調理、又は管理体制や食育の推進などに必要な配慮がなされ、給食の質が確保されたうえで、調理業務を委託することとされています。

本市の保育所の給食については、この国の考え方にもとづいて、今後とも給食の質が確保されるよう適切に実施していきたいと考えています。

なお、公募要項に自園調理の実施を移管時の条件とするよう考えています。

2. 職員について

Q9. 公立保育所の保育士はどうなるのでしょうか？

A9

民営化に伴う常勤職員の整理退職は行いません。民間へ移管後は、市職員として事務職などへ異動することになります。

また、会計年度任用職員保育士については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導し、子どもや保護者が馴染みやすい環境づくりに努めます。

Q10. 民間になると若い保育士ばかりになり、子育ての相談がしにくくなるのではないでしょうか ？

A10

比較的若い保育士も、ベテランの保育士も、普段の保育業務の中で、それぞれの子どもの姿を見つめ、子育て相談などに対応しなければならないと考えています。

民営化に当っては、保護者が気楽に相談できるよう、公立保育所の会計年度任用職員保育士を引き続き雇用するよう誘導するとともに、移管先法人に一定の経験年数のある保育士の配置を要請していく考えでいます。

Q11. 民営化すると保育士の研修機会が減って保育の質が低下することはないでしょうか？

A11

公立・私立を問わず、保育士・調理員は園内研修をはじめ、協議会の研修や各種保育団体が主催する研修会への積極的な参加が行われており、資質の向上に努めています。

なお、私立保育所では保護者ニーズに応じた特別保育などに取り組んでいるため、一層の保育メニューの多様化や質の向上が期待されると考えています。

Q12. 民営化すると職員が減らされて保育の質が低下するのではないですか？

A12

認可保育所の保育実施にあたっては、公立・私立に関わらず、国が定める基

準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士の人数が定められております。このため民営化しても必要な職員が減るということはありません。

3．その他

Q13．民間になると国が定めた運営費で保育を行うので保育の質が低下するのではないですか？

A13

保育所運営費は、基本的には国が定める保育所運営費と特別保育などの事業補助金で賄なわれますが、これ以外にも保育所の運営を円滑に行うため、国、県、市が運営費等の一部を助成しています。

国が定める保育所運営費には、私立保育所の保育士の給与を補償するために、経験年数に応じて人件費の加算が行われ、その経費は国、県、市が負担しています。

また、本市では、市独自で障害児保育実施について、保育士のスキルアップを図ることを目的とした研修や施設整備等の経費の一部を助成しています。

このように民間保育所が必要な運営費は確保されていると考えます。

Q14．民営化すると障害児を受け入れる保育所が減ってしまうのではないですか？

A14

本市では、現在、公立・私立すべての保育所で障害児を受け入れる体制としています。また、障害の重複など個々の児童の状況が多様化してきております。宇城市に限らず、全体的な流れとして障害児の受け入れや困り感のある児童への関わり方については、各方面での研修会が開催され公立・私立を問わず積極的に参加をし、資質の向上に努めているところです。

Q15．民営化すると保育室の面積や設備が低下することはないでしょうか？

A15

保育所の保育室や設備については「児童福祉施設最低基準」により定められた基準を上回るように整備されています。園の規模や実施事業により園舎全体の広さが異なることはあっても、園児一人当たりの面積などでは、公立・私立の差はありません。

Q16. 民営化すると、保護者の意見や要望が通りにくくなるのではないですか？

A16

私立保育所においても、保護者の方の声が直接園長等の職員に届けられています。

保育所に直接伝えにくいことがあれば、現在でも公立・私立を問わず保育園課でお聴きして、必要に応じそれぞれの保育所に確認したり、保護者のご意見を伝えたりしており、民営化後も変わることはありません。

Q17. 社会福祉法人の運営であっても、利益がないと成り立たないと思いますので、保育所が民営化になると営利目的になるのではないですか？

A17

市では、社会福祉法人（新設を含む）を移管先とするよう考えています。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、「社会福祉法」に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人です。

また、保育所の運営に要する費用の額は地域や定員の規模、入所児童の年齢構成等により、その基準が国で示されています。私立保育所の運営は、宇城市と私立保育所経営者との契約に基づき、宇城市からの保育所運営費負担金により行われることになります。

このように、必要な支出に見合う収入が補償される一方で、求められるサービスが提供されているか、監査を受けることになります。従って、営利を追求することは困難な仕組みとなっていると考えています。

Q18. 民間移管後、市の対応はどうなるのでしょうか？

A18

児童福祉法により、市には保育を必要とする児童を保育所において保育する責務があり、それを担う認可保育所の運営主体が公立か私立かは問いません。

移管後は、市の職員が園の運営状況を把握し、移管条件が守られているか確認するとともに、必要な場合は指導します。また、他の私立保育所と同様に年１回の県の指導監査があり、施設、職員配置、会計経理等、運営全般について監査し、必要な助言指導を県と連携して行っていきます。

Q19. 民営化後にはどのような職員が保育にあたるのですか？

A19

民営化の実施時点では、職員全員が民間事業者の職員となります。

なお、現在雇用されている豊野保育園会計年度任用職員については、移管先の民間保育所に雇用できるよう誘導し、子どもや保護者に大きな環境変化が生じないよう努めます。

Q20. 保育の引継ぎはどのようにするのですか？

A20

スムーズな民営化への移行を行うために、移管前のおおむね９か月を引継期間とし、移管先法人から移管後の保育所に勤務予定の保育士等を派遣していただく形で、子ども一人ひとりについて引継ぎを行いたいと考えています。

手順として一般的に考えられることは、まず施設長予定者や中心となる保育士等が全体を把握した後、それぞれの園児の年齢区分に応じて移管先法人の職員が引継ぎを受けることが考えられます。また、事務的な事項もきちんと引き継ぐ必要があります。具体的なスケジュールは移管先法人の選定後、法人と市が詳細を協議して決定します。

なお、保護者、移管先法人及び市の三者で、民営化後の保育内容やその方法等について話し合いを行う場を設けることを考えています。

Q21. 民営化するときに保育所の土地や建物はどうするのですか？

A21

保育所の土地は譲渡又は貸し付けとし、建物は無償で譲渡します。貸し付けも可とするのは、ひとつは移管時の法人の出費をできるだけ抑えて事業運営の負担を減らし、優秀な人材の確保など保育の充実に振り向けていただきたいという考えです。

二つ目には、公立保育所は全般的に建設から相当の期間が経過しており、施設の建て替えが必要になります。そのときに移管先法人の意志で建物を改築できるように、あらかじめ建物を法人の所有にしておくものです。

また、契約で市の承諾を得ないで土地を保育所以外の用途に使用しないことを定めますし、万一、契約に違反して保育所以外の用途に使用した場合の原状復帰や損害賠償等についても定め、継続的に保育所が運営されるようにします。

ただし、少子化の進み具合などによっては、市と関係機関、移管先法人など

が協議して次の対応を決めることになりますが、何より大事なのは、少子化の流れを少しでも早く食い止めるとともに保育所を安定的に運営できる法人を相手方に選ぶことだと考えています。

Q22. 民営化後、移管の条件を移管先法人にどのように守ってもらうのですか？

A22

設置運営の移管に当って「移管協定書」を締結する方針です。この中で、公募条件や移管についての協議内容を遵守することなどの移管先法人の義務を明記することになります。

しかし、それ以前にそういった心配のない法人を選定できるよう努力したいと考えています。

Q23. 待機児童とはどういうものですか？

A23

入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所できない児童のことです。ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は待機児童とは言いません。

にしはら保育園の今後の修繕費見込み

単位：千円

1.通常の施設・物件修繕費等

	決算額				予算額	今後の見込み額（過去の平均）	備考
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
修繕費 ※落雷関係を除く	1,485	658	485	824	1,879	1,066	
工事請負費	607			505			R4:高圧ケーブル開閉器取替工事 R7:高圧ケーブル改修工事
合計	2,092	658	485	1,329	1,879	1,066	

2.今後必要となる保全改修見積額

(1)キュービクル取替工事	24,344
(2)施設全体に係る塗装工事	41,191
(3)プール全面塗装工事	1,485
計	67,020

(1)キュービクル取替工事内訳	
①キュービクル受電設備(VCB式)	19,950
②解体搬出及び搬入据付	400
③70tクレーン経費	324
④搬入に伴う機材リース機器回送費	256
⑤産廃処分費他	781
⑥現場管理費・諸経費	420
消費税	2,213
合計	24,344

(2)施設全体に係る塗装工事内訳	
①外壁	4,668
②屋根	8,892
③軒天	1,423
④幕板・破風板	609
⑤雨樋	550
⑥梁	1,199
⑦支柱	1,210
⑧通路 床 テラス（木部）	2,308
⑨コーキング（木部壁窓回り 増し打ち）	966
⑩足場仮設	5,310
⑪共通仮設費・現場管理費・一般管理費	10,311
消費税	3,745
合計	41,191

にしはら保育園　保全計画

建物概要：　木造　平屋建て
完成年月：　平成１５年２月

	改修内容	R5年時保全計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建築	直接仮設工事	5,910								C棟・遊具庫	D棟・ポンプ・器具庫
	外壁・木部塗装	6,440					A棟-1	A棟-2	B棟		
	金属屋根（洗浄）	490					4,214	4,769	5,149	6,666	9,051
	柱脚回り補修	3,976									
	床張り劣化補修	1,190					※補修含まず、洗浄・塗装及び足場費用等の見積額				
	床ゴムチップ部改修	1,710									
	鋼製建具補修	22,980									
	内部天井補修	231									
	諸経費	10,628									
	消費税	5,333									
	計	58,894									
電気設備	キュービクル	25,740					24,344				
	高圧ケーブル	550	変圧変流器取外し		505						
	高圧ケーブル気中開閉器	1,870									
	太陽光発電設備撤去	3,630	671								
	照明器具	17,380									
	非常灯・誘導灯	726			非常灯LED化	446					
	同上　蓄電池取替	275									
	構内交換設備	4,774									
	放送設備	880									
	自動火災報知設備	3,080						3,080			
	計	39,380									
機械設備	屋外排水管改修	2,200									
	ガス給湯器更新	2,112			253	326					
	消火ポンプの更新	2,497						2,497			
	空調エアコン更新	41,580									
	換気設備更新	3,894									
	排水管洗浄工事	726									
	計	55,121									
その他	プール修繕					全面塗装	1,485				
合計		153,395	671	0	758	772	28,558	10,346	5,149	6,666	9,051

西原村立にしはら保育園
調理業務委託化に向けた検討

～安定的な給食提供と行財政運営の効率化に向けた基本方針（案）～

1. 現状と課題

① 人員確保の困難化

調理職員 6 名（すべて会計年度任用職員）全員が均等年齢層だが、今後 3 名が退職希望。近年の採用も減少傾向にあり、直営体制の維持が極めて困難な状況。

② 財政・施設の状況

人件費は R7 年度で約 2,354 万円。厨房大型機器（リース契約 R6.10～R13.9）は当面入替不要であり、効率的な運営への転換期。

2. 委託化の目的

- **安定的・継続的な給食提供：** 事業者の代替要員確保システムにより急な欠員時も確実に供給。
- **給食の質の向上：** 民間ノウハウによる多様なメニュー開発と徹底した衛生管理。
- **行財政運営の効率化：** 園側は保育・食育の企画指導へリソースを集中。

3. 主な業務の切り分け（案）

＊給食の安全性・クオリティの主導権は園がしっかりと保持します。

項　目	園	事業者
献立表の作成		○
献立表の最終承認	○	
アレルギー対応の最終指示・確認	○	○
食育計画の策定	○	○
食材の調達（発注・検収）		○
下処理・調理、配膳		○
食器・厨房の洗浄、消毒、残菜処理		○
事業者への衛生・調理指導	○	

4. 今後のスケジュール

- **令和 8 年 9 月：** 9 月定例議会説明・補正予算計上
- **令和 8 年 10～11 月：** 事業者公募（プロポーザル方式）、保護者会へ説明、事業者内定
- **令和 8 年 12 月：** 12 月定例議会（補正予算・契約締結）、業者打合せ
- **令和 9 年 1～2 月：** 引継ぎ協議、新入園児・保護者説明会での周知
- **令和 9 年 3 月：** 引継ぎ期間（チーフ視察）、試行調理（並行稼働）
- **令和 9 年 4 月：** 委託給食の開始

中間答申（案）

令和 年 月 日

西原村長 吉井誠 様

西原村立保育所のあり方検討委員会

委員長 田代　絹代

西原村立保育所給食調理業務の民間委託について（中間答申）

本委員会は、西原村公立保育所の今後のあり方について、令和８年１月の第１回委員会以降審議を重ねているところである。この間、調理業務を担う６名の職員のうち３名から、退職の希望があり、安定的な給食提供体制の維持が課題となった。

ついては、本委員会は、保育所全体のあり方に関する結論を待たず、調理業務の取扱いについて先行して審議を行い、下記のとおり中間的な意見を取りまとめたので、答申する。

記

１　審議の経緯

村立保育所においては、調理業務を担う調理員が、退職を希望しており、後任の確保が困難な状況にあることから、村より本委員会に対し、調理業務の取扱いについて先行して意見を求めたいとの相談があった。

本委員会は、令和８年１０月１日の第２回委員会において、調理業務の民間委託に

ついて審議を行った。

２　本委員会の意見

　調理業務については、保育の内容そのもの（保育士配置や保育方針等）とは切り離して検討することが可能な業務であり、また、調理員の退職という人事上の事情に速やかに対応する必要があることから、保育所全体の民営化の可否に関する結論を待たず、先行して民間委託を行うことは妥当と考える。

ただし、実施にあたっては、以下の点に十分留意されたい。

３　留意事項

（１）給食の質の確保

　献立作成、アレルギー対応、衛生管理等について、現行水準を下回ることのないよう、委託先の選定及び委託後の履行確認の体制を整えること。

（２）引き継ぎ体制

　調理員の退職時期を踏まえ、児童及び保護者に混乱が生じないよう、委託事業者の選定及び業務移行に十分な準備期間を確保すること。

（３）保護者への周知

　給食調理業務の委託が、保育所全体の民営化の結論を予断するものではないこ

とを明確にした上で、実施時期・内容について保護者に丁寧に説明すること。特に、現在準備中の保護者アンケートの趣旨と混同されないようにすること。

（４）保育料等への影響

調理業務の委託が、保育料その他の保護者負担に影響を及ぼさないことを確認し、必要に応じて説明資料に明記すること。

４　本答申の位置づけ

本答申は、調理業務の取扱いについて先行して意見を取りまとめた中間的なものであり、村立保育所全体のあり方に関する本委員会の最終的な結論を予断するものではない。

本委員会は、引き続き、保育所全体のあり方について審議を継続し、別途、最終的な答申を取りまとめるものとする。

保育園に関する保護者アンケートご協力のお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より本村の保育行政および保育園の運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本村では、これからの公立保育園が果たすべき役割や、より質の高い保育サービスの提供に向けて、今後のあり方を検討しております。

つきましては、村内の保育園を利用されている保護者の皆様のご意見を広くお伺いしたく、アンケート調査を実施することといたしました。

本アンケートは、スマートフォンから簡単にご回答いただける形式となっております。お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■対象者

にしはら保育園、阿蘇こうのとり保育園を利用されている保護者の方

■回答方法

QR コードを読み取って回答をお願いします

■回答期限

令和8年●月●日(●)17:00

※回答はご家庭につき 1 回答でお願いします

【お問い合わせ先】西原村役場住民福祉課　福祉係
電話番号:096-279-3113

にしはら保育園、阿蘇こうのとり保育園の在園児の保護者を対象にしたアンケート案
黒囲み部分の質問（Ｑ１１～１３）は、にしはら保育園の保護者のみに聴取するアンケート項目です

西原村公立保育所のあり方に関するアンケート

本アンケートについて

■本村では、これからの公立保育園について今後のあり方を検討しております。
つきましては、村内の保育園を利用されている保護者の皆様のご意見を広くお伺いしたく、アンケート調査を実施することといたしました。

アンケートの対象者

にしはら保育園、阿蘇こうのとり保育園の保護者の方

アンケートの実施期間

令和８年　月　日（　曜日）まで

回答いただく方の属性について

Q1. 年齢 必須

○ 10代 ○ 20代 ○ 30代 ○ 40代 ○ 50代以上

Q2. 性別 必須

○ 男性 ○ 女性 ○ その他 ○ 回答しない

Q3. 通っている保育はどちらの保育園ですか

○ にしはら保育園
○ 阿蘇こうのとり保育園

Q4. 通っている園を選んだ理由は何ですか（複数回答可） 項目ID: 64

☐ 1.自宅、職場、祖父母宅に近いから
☐ 2.保育内容がよいと聞いていたから
☐ 3.兄弟姉妹が通っている（いた）から
☐ 4.施設や設備がよいから
☐ 5.職員が信頼できるから
☐ 6.公立保育園であるから
☐ 7.私立保育園であるから
☐ 8.規模が適当と思ったから
☐ その他

Q5. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
① 開所時間（延長保育など）

Q6. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
②保育内容・教育方針

Q7. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
③ 園舎や園庭などの施設環境

Q8. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
④ 先生の対応・コミュニケーション

Q9. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
⑤ 行事の頻度や内容

Q10. 現在の保育園のサービスについて、満足度を教えてください。
⑥ 給食・おやつ

Q11. 子どもの減少や園舎の老朽化が進むなか、これからも村の保育環境をしっかりと守り、より良くしていくために、民営化なども含めた「これからの保育所のあり方」について、お考えをお聞かせください。
※現時点で運営形態の変更（民営化）を進める方針があるわけではありません

項目ID: 66

- ○ 公立１園、私立１園の現在の体制を維持してほしい
- ○ 質の向上や効率化につながるのであれば、民間活力の活用(民営化）など運営方法の見直しも選択肢として検討してよい
- ○ よくわからない、判断がつかない

Q12. 将来的に、公立園の運営見直し（民営化）などを検討する場合を想定してお伺いします。
どのような点に不安や懸念を感じますか （最大３つまで選択可）

（補足）
・公立でも私立でも、認可保育所であれば、同じ基準で村が決定するため民営化によって保育料が変わることはありません。
・民営化する場合は一般的に、新事業者の保育士が園に入り、現職の公立保育士と一緒に共同保育を行い、子どもの特徴やこれまでの保育内容の引継ぎを行う期間があります。

項目ID: 65

- ☐ 保育の質や方針が変わってしまうこと
- ☐ 保育士の入れ替わりや人材確保の状況
- ☐ 給食のメニューやアレルギー対応などの変化
- ☐ 園の行事やこれまでの雰囲気が変わってしまうこと
- ☐ 経営母体（法人）の信頼性や安定性
- ☐ 特に不安はない
- ☐ よくわからない
- ☐ その他

Q13. 現在の保育に期待するものはなんですか。（最大３つまで選択可）

項目ID: 67

- ☐ 保育サービスの向上
- ☐ 施設の環境整備
- ☐ 保育士の対応力向上
- ☐ 地域交流の活性化
- ☐ 子育て相談などの体制充実
- ☐ 保育以外のサービスや対応の向上
- ☐ 特にない
- ☐ その他

Q14. 日頃感じている改善点や、村の保育環境についてのご意見があれば自由にご記入ください。

項目ID: 75

0 / 60000

項目ID: 15

本アンケートの回答は西原村公立保育所のあり方検討会で共有させていただき、個別の回答の公表は行いません。
ご協力ありがとうございました。